６　社会福祉法人青森県社会福祉協議会常勤の役員の給与（報酬）等に関する規程

設　　置	平成 11 年 3 月 18 日
一部改正	平成 16 年 12 月 24 日
〃	平成 17 年 5 月 26 日
〃	平成 17 年 9 月 15 日
〃	平成 19 年 3 月 15 日
〃(専決)	平成 19 年 12 月 1 日
〃	平成 21 年 3 月 15 日
〃	平成 21 年 12 月 4 日
〃	平成 22 年 1 月 26 日
〃	平成 24 年 10 月 4 日
〃	平成 24 年 12 月 20 日
〃	平成 25 年 3 月 15 日
〃	平成 29 年 7 月 18 日
〃	令和３年 3 月 19 日

（趣　旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の常勤の役員の給与（報酬）及び旅費等に関し必要な事項を定めるものとする。

（給　与）

第２条　常勤の役員には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職務を兼ねる常勤の役員には、社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用し、報酬は支給しない。

２　報酬は、月額とし、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

３　報酬については、給与規程第３条及び第５条の規定を準用する。

４　通勤手当については、給与規程第３条、第５条、第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

５　期末手当については、給与規程第３条及び第 16 条の規定を準用する。また、職員の給与規程第 16 条第 4 項に規定する別表６の職務の級７級・６級の割合を準用する。

６　県職員の身分を有する常勤の役員には、前条項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和 26 年７月青森県条例第 37 号）の適用を受ける職員の例による給与を支給する。

（旅　費）

第３条　常勤の役員が職務のために旅行したときには、県社協の職員の旅費支給の例により、旅費を支給する。

２　旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費については、県社協の職員の例により計算した額とし、宿泊料については別表の定額による。

３　前項に定めるもののほか、常勤の役員に支給する費用弁償の種類、額、支給方法等については、県社協の職員の旅費支給の例による。

（退職手当給付金）

第４条　常勤の役員が退職したときは、退職手当給付金を支給する。ただし、死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

２　退職手当給付金の額は、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

３　職務を兼ねる常勤の役員が退職したときは、第１項に規定する退職手当給付金を支給せず、社会福祉法人青森県社会福祉協議会退職金の支給に関する規程を適用し、退職金を支給する。

（遺族の範囲）

第５条　前条第１項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の状況にあった者を含む。）

(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持しているもの

(3)　前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しないもの

２　前項に掲げる者が給与を受ける順位は、前項各号の順位により、第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。

３　給与を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（補　則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この規程は、平成 11 年３月 18 日に制定し、平成 11 年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会役員報酬等に関する規程は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 16 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 3 月 15 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 1 項及び第 5 項のただし書は、前項の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 1 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 4 日一部改正）

この規程は、平成 24 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 18 日一部改正）

1 この規程は、平成 29 年 7 月 18 日から施行し、平成 29 年 6 月 20 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

06　常勤役員の給与等に関する規程

別表（第３条第２項関係）

宿泊料	
甲地方	乙地方
15,600 円	11,800 円